

## 別紙 労働安全衛生に関する手続き報酬一覧

手続関係書類提出に必要な手数料は、労働安全衛生関係手数料令又は代行機関で定められている額をこの報酬とは別に受けるものとする。

(1) 一般的な諸報告・提出書類(図面を含む)

- |   |          |
|---|----------|
| ①ボイラー設置報告   | 52,500 円 |
| ②第 2 種圧力容器、小型ボイラー設置報告、エックス線写真等提出、クレーン、移動式クレーン設置報告 | 31,500 円 |
| ③上記以外の各種報告  | 15,750 円 |

(2) 現場確認を要する等複雑な諸報告

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ①事故報告(火災・爆発・建物等の倒壊・ボイラー・クレーン等を含む) | 63,000 円 |
| ②労働者死傷病報告(休業 4 日以上)               | 21,000 円 |
| ③上記に準ずるもの、及び重大災害等特に複雑なもの(現場確認を含む) | 協議       |
- (3) 一般的な諸届(共同企業体代表者届、変更届等) 15,750 円

(4) 複雑な諸届

明細書、構造図、建築関係図面又は有害性調査結果報告、その他必要な書類及び資料の収集、図面の作成を含む。

- |  |           |
|--|-----------|
| ①クレーン設置届                                 | 220,500 円 |
| ②ボイラー設置届                                 | 210,000 円 |
| ③有機溶剤、特定化学物質、放射線装置室、粉じん作業、事務所換気の各設置届     | 105,000 円 |
| ④建設物、機械等設置・移転、変更届(300 m <sup>2</sup> 未満) | 84,000 円  |
| ⑤新規化学物質製造・輸入届                            | 31,500 円  |
| ⑥上記に準ずるもの、又は設計、強度計算を要するもの、あるいは落成検査立合等    | 協議        |

- (5) 一般的な申請(各種免許・各種免許試験受験申請・ボイラー・第 1 種圧力容器、クレーン等性能検査申請等) 15,750 円

(6) 複雑な申請

構造図、付属品図、組立図、強度計算基礎数値、その他必要資料の収集後の明細書、図面、強度計算書の作成等

- |   |          |
|---|----------|
| ①ボイラー、第 1 種圧力容器、クレーン等製造許可申請<br>1 種目につき 262,500 円<br>ただし、同時に 1 種目増すごとに加算 105,000 円 |          |
| ②個別検定申請   | 68,250 円 |
| ただし、同時に同種同型 1 基増すごとに加算  | 26,250 円 |
| ③上記に準ずるもの、又は設計、強度計算、図面作成、証明書等の入手、許可調査、検査の立合、現場確認等                                 | 協議       |

以上